

国分寺市立公民館障害者施策協議会設置要領

(設置)

第1条 国分寺市立公民館（以下「公民館という。」）で実施する事業に関し、障害者の参加促進及び障害者が安心して参加でき、また障害者にとって効果的な学習の場となるための環境整備及び支援体制の確立に向けて協議するため、国分寺市立公民館障害者施策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 公民館事業における障害者の参加促進及び障害者にとって効果的な学習の場となるための環境整備及び支援体制に関すること。
- (2) 公民館と市障害者関連部署及び障害者団体との連携に関すること。
- (3) 支援者研修促進及び研修等の企画立案に関すること
- (4) その他公民館事業における障害者施策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから10人以内の委員をもって組織し、教育長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 2人以内
- (2) 社会教育関係団体の代表者 1人以内
- (3) 福祉関係団体の代表者 1人以内
- (4) 地域関係団体の代表者 1人以内
- (5) 国分寺障害者団体連絡協議会の代表者 1人
- (6) くぬぎ教室のスタッフの代表者 2人以内

(7) 国分寺市福祉部障害福祉課事業推進係長

(8) 国分寺市健康部地域共生推進課地域づくり担当係長

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(謝礼)

第6条 第3第1号から第6号までの者に対し、会議への出席1回につき1,000円の謝礼を支払うものとする。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、本多公民館において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。